



巻頭言

委託試験を顧みて

農林漁業金融公庫 技術参与 栗山尚志

野菜は種類ごとの作付面積が小さく、最大のダイコンですら水稻の約3%の6ha余にすぎないにもかかわらず、相当の資金を投入し、かつ多種類の野菜を対象として、除草剤・生育調節剤の開発に意欲を燃やしておられるメーカー各位に常々敬服している。

かつて試験場でそれら薬剤の委託試験に関与していた小生は、メーカーの努力にこたえるべく、薬剤処理方法をはじめ、栽培管理に手落ちのないよう、特段の神経を使ったことを思い出しつつ筆を執っている。

協会の専門調査委員の委嘱を受けてからは、試験方法に関心を持ち、第一次の野菜畑用除草剤試験実施基準の作成のお手伝いをさせていただいた。昭和40年から開始された協会委託の除草剤の適用性試験を通して、試行錯誤が繰り返される中で、試験方法の改善が図られた結果、除草剤の作用特性別の処理方法や効果的調査方法などがほぼ定着するに至ったので、それらを整理し、一部新しい試みを加えて、昭和50年「除草剤試験実施基準」を設定したのである。

当時、試験委託点数が急増し、試験場における供試は場の確保と労力に支障を来す状況が散見されるようになったので、本基準では野菜の種類別供試面積を最小限に抑えて設定するとともに、最も労力を要する雑草調査方法を簡略化し、それまでの草種別発生本数及び重量測定を、観察による指数表示(0~7)に改めることとした。その後10余年を経て、当時の専門調査委員を中心に試験実施基準の見直しが行われ、昭和62年に改訂版が作成されて現在に至っている。

主たる改定内容は雑草調査に関するものであって、従来、全草種一括での指数表示としてい

たものを、主要草種別に記録することとされた。併せて、新指数(0~4)に対応する雑草発生水準の内容をより合理的なものに改善された。

また、従来は設定試験区ごとに2分割してA、B区とし、両区の調査時期を変えることによって、経時的除草効果の判定に資することとしていたが、調査が複雑な割には効果が低いところから、試験区の分割を取りやめ、原則として薬剤効果の顕著な時期1回のみの調査とすることに改められた。これらの改定基準によれば、供試薬剤の適用性判定に支障のない範囲において、最小限の労力で試験実施可能であり、現在満足すべき運用が図られている。

しかしながらなお問題がないわけではない。過去において、薬剤処理後の多量の降雨によって、薬害発生、除草効果低下、試験は場表層の流失などの災難に遭遇した例は少なくない。試験を委託したメーカーにとっては試験費のみならず時間の大きな損失であった。そこで今後雨よけ施設の活用を考えてはいかがだろう。

雨よけ施設は岐阜県高冷地農業試験場で技術化され、昭和50年代から急速に普及した。露地に比べ施設内の温度上昇が問題とされる場合には天窓を装備することによって、ほぼ解決できることが同試験場で確かめられている。

標準的供試面積(1区6㎡×5試験区×3反復=90㎡)を想定した135㎡規模の天窓付き雨よけ施設の建設費は、施設材料が約25万円、5年償却として1年当たり約5万円となり、被覆用ビニル等消耗品及び労賃が年間約10万円であるので、委託試験の天災対象保険費用と考えて支出を許容し得るのではなかろうか。

試験実施効率の一層の向上を期待したい。